事務局使用欄

決裁	理事長	事務長	課長(補)	係

発行日	受付日

国民健康保険被保険者資格取得届(家族追加加入用)

▽　申請書の項目は必ず全てご記入ください(ご記入方法は裏面参照)

家族を加入させる組合員の記号番号	・	加入希望日	令和　　年　　月　　日 ※出生の場合は出生日を記入
家族を加入させる組合員の氏名(医師又は従業員)		資格取得事由	
ﾌﾘｶﾞﾅ		□ 国保離脱(　市町村　・　国保組合) □ 社会保険離脱 □ 出　　生	

	氏　　名	性別	生年月日	続柄	個人番号(マイナンバー)
当組合に加入する家族	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	昭和・平成・令和 年　月　日		記入不要
	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	昭和・平成・令和 年　月　日		記入不要
	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	昭和・平成・令和 年　月　日		記入不要
	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	昭和・平成・令和 年　月　日		記入不要

● 添付書類　※必ず裏面をご確認ください。

① 世帯全員が記載された住民票
② 保険加入状況調書
③ マイナンバーが確認できる「通知カード(通知書)」または「個人番号カード」の写し
④ (必要な場合のみ)健康保険適用除外承認申請書

● 注意事項

・ 70歳以上の方は所得区分により給付割合が異なります。
　なお、所得区分はマイナンバーを利用した情報連携により地方税情報を取得して判定します。
・ 同一世帯で市町村国保の方(75歳以上の方を除く)と医師国保の方の混在はできません。

上記のとおり、必要書類を添えて届出いたします。

長野県医師国民健康保険組合理事長　様

令和　　年　　月　　日

第一種組合員または特別組合員(医師)
記号番号：【　　－　　】

氏　　名：

当組合は、届出によって収集した個人情報について、個人情報保護方針、条例等に沿って適切に扱うものとします。
また、取得した個人番号は医療保険に関する個人番号関係事務において利用いたします。
ＤＶや虐待等被害者保護の観点より、加害者に住所等を知られたくない場合にはご連絡ください。　(R6.1)

● 加入希望日から原則14日以内にご提出ください。
● 申請書の項目はすべて記入が必要です。漏れのないようにご記入ください。
なお、記入内容に不備があった場合は、書類を返送させていただきますのでご了承ください。

▽　取得届記入方法

家族を加入させる組合員の記号番号	家族を加入させる組合員の被保険者証に記載された「記号番号」を記入
加入希望日	出生の場合は出生日を記入
資格取得事由	該当項目に✓を記入 なお、国保離脱の場合は市町村・国保組合いずれかに〇を記入 ※社会保険とは…協会けんぽ・船員保険・健康保険組合・共済組合
続柄	家族を加入させる組合員から見た続柄　例：夫・妻・子　等
個人番号（マイナンバー）	ご記入は不要です

▽　添付書類について

世帯全員が記載された住民票	3カ月以内に発行されたもの 続柄が省略されていないもの 個人番号の記載がないもの
保険加入状況調書	当組合所定の様式（ホームページに掲載） 同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証写しを貼付
通知カード（通知書）または個人番号カードの写し	個人番号が鮮明であることをご確認ください
健康保険適用除外承認申請書	▽次の場合に添付 厚生年金に加入する場合

「保険加入状況調書」

被保険者証 記号・番号			－				組合員氏名	

住民票上、同一住所・同一世帯である家族の中に市町村国保（75歳未満）に加入している方はいますか？
☑を記入してください。

□加入している　　□加入していない　　□一人世帯（家族なし）

⇩

※同一世帯で市町村国保と医師国保の混在はできません。
医師国保に加入を希望する場合、市町村国保に加入しているご家族も医師国保に加入してください。

▽ 同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の被保険者証写しを貼り付けしてください。
※75歳以上の方、今回医師国保に加入する方の被保険者証写しは貼り付け不要です。

―――注意事項―――

〇国民健康保険である医師国保は、国民健康保険法に基づき、世帯単位で加入しなくてはならないとされています。また**同一世帯での市町村国保と医師国保の混在はできません。**
したがいまして、世帯全員の加入状況を確認する必要があります。

〇医師国保では、住民票上、組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっていても住民票が同一世帯でないと加入できません。別の住所に住んでいる家族を組合員の家族として医師国保に加入させることはできません。

〇子どもが学生で、現在、県外に住んでいて住所も移している場合は、家族（世帯員）として加入できます。その際には、①在学証明書、②修学先の住民票を提出していただきます。なお、卒業後に、学生が、親とは別に住民登録をしている場合には、本組合の被保険者資格を喪失していただくことになりますのでご注意下さい。

（R4.1）